

○津軽広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

(平成12年12月26日条例第9号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において、別記に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(緊急事態の特例)

第3条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、地震、火災又はこれに類する緊急事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

第4条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法に従い、かつ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、国民の意志によって制定された法律及び住民の意志によって制定された条例に従い誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名